

横浜市保育士資格取得支援受講料等補助金交付要綱

制 定 令和 2 年 1 月 1 日 こ保対第 537 号(局長決裁)
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 こ保対第 925 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育と保育を一体的に提供する、幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより、保育教諭及び保育士の増加を図り、子ども達を安心して育てることが出来るような体制の整備を行うことを目的とする。

2 横浜市保育士資格取得支援受講料等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則 139 号(以下「補助金規則」という)）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の定義は、別表 1 に定めるところによる。

(補助対象事業)

第 3 条 本要綱に定める補助の対象事業は次の各号に定めるものとする。

ただし、各号のいずれにおいても、該当の各施設が直接雇用している者を対象とする。

(1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

横浜市内で運営する認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設の長に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「保育教諭対象者」という。）が特例制度を利用して保育士資格を取得した後、保育士又は保育教諭として雇用された際に、資格の取得に要した、養成施設等の受講料等及び受講する保育教諭対象者の代替保育従事者の雇上費の補助を行う。

(2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

保育所等への勤務の有無に問わず、幼稚園教諭免許状を有する者であって保育士資格を取得していない者（以下「幼児対象者」という。）に対し、その者が特例制度を利用して保育士資格を取得した後、保育士又は保育教諭として保育所等へ勤務が決定した際に、資格の取得に要した養成施設等の受講料等の補助を行う。

(3) 保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「保育所等対象者」という。）が保育士資格を取得した後、保育士として保育所等へ雇用された際に、資格の取得に要した、養成施設等の受講料等の補助を行う。

(4) 保育士試験による保育士資格取得支援事業

保育士試験により保育士資格取得を目指す者に対し、保育士試験合格後、保育士として保育所等に勤務することが決定した場合に保育士試験受験のための学習に要した費用及び試験の受験手数料の補助を行う。

2 前項の規定にかかわらず、保育所等を経営するものが、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号の暴力団員等、同条第 5 号の暴力団経営支配法人等又は同条第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるときは、対象としない。

3 本条第 1 項に定める各事業の対象者が、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付など、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

4 本条第 1 項に定める各事業の対象者は養成施設等での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間又

昼間定時制) もしくは保育士試験の受験により保育士資格を取得するものとする。

また、保育教諭対象者及び幼免対象者については、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めな
いで卒業した者で、養成施設等において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験
科目(同項第2号の教育原理及び第5号の保育の心理学を除く)に相当する教科目を履修すること
で、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する場合も本事業の対象と
する。

(補助対象経費等)

第4条 補助金交付の対象となる経費(以下、「補助対象経費」とする。)、補助基準額、補助率及び交
付要件については別表2に定めるものとする。

なお、補助金額は補助基準額に補助率を乗じて得た額を限度とする。

2 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としないこととする。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 養成施設等が定める期間を超えて受講した場合に必要となる費用
- (5) 養成施設等が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材費

3 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

4 入学料及び受講料を一括で支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支
払った費用として養成施設等が証明する額を対象とする。

5 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に
対する分割払い手数料(金利)は、補助対象経費に該当しない。

(事業計画書等の提出)

第5条 第3条第1項第1号から第3号の事業を実施しようとする者は、「横浜市保育士資格取得支援
受講料等補助金事業計画書(第1号様式)」(以下「事業計画書」という。)に、別表3に定める関係
書類を添えて、市長に申請しなければならない。なお、事業計画書を提出できる期間は、養成施設
等に入学した日又は養成施設等からの受講許可を得た日の属する年度中とする。

(事業計画の認定)

第6条 市長は前条の事業計画書を認定するときは、「横浜市保育士資格取得支援受講料等補助金事業
計画認定通知書(第2号様式)」により通知する。

2 市長は前条の事業計画書を認定しないときは、「横浜市保育士資格取得支援受講料等補助金事業計
画不認定通知書(第3号様式)」により通知する。

(交付申請及び実績報告手続)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとするときには、「横浜市保
育士資格取得支援受講料等補助金交付申請書兼実績報告書(第4号様式)」に別表3に定める関係
書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 申請をする者は各事業ごと、次に掲げる期日までに前項の申請を行う。

- (1) 第3条第1項第1号及び第3号に定める事業

保育士証の交付を受け、所属する保育所等で保育士として勤務を開始した日の属する年度の末日

- (2) 第3条第1項第2号及び第4号に定める事業

保育士証の交付を受け、保育所等に勤務を開始した日の属する年度の末日

- 3 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が助成金交付申請書への記載又は添付を省略させることが出来る書類は、補助金規則第5条第2項第1号及び第2号に規定する書類とする。

(交付決定通知)

第8条 市長は前条の申請を適当と認める場合は、「横浜市保育士資格取得支援受講料等補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第5号様式）」により通知する。

- 2 市長は前条の申請を適当と認めない場合は、「横浜市保育士資格取得支援受講料等補助金不交付決定通知書（第6号様式）」により通知する。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により、市長が定める助成金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内とする。

(補助金の請求)

第10条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の請求は、「横浜市保育士資格取得支援受講料等補助金請求書（第7号様式）」により行わなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助を受けた者（第3条第1項第2号及び第4号に規定する事業による補助金を受けた者を除く。以下同じ。）は補助金受領後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8号様式）」に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は助成金の交付を受けた事業実施者が第3条第2項各号又は補助金規則第19条に該当したときには、補助金の一部又は全部の決定を取り消し、既に交付されている補助金の返還を求めることができる。

(関係書類の保存期間)

第13条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(警察本部への照会)

第14条 市長は、必要に応じ事業実施者が、第3条第2項のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

(横浜市保育士資格取得支援事業受講料等補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、本要綱の施行に伴い廃止する。

また、旧要綱における事業計画の認定及び交付決定を受けている者は、この要綱において事業計画の認定及び交付決定を受けているものとみなす。

(1) 横浜市保育士資格取得支援事業受講料等補助金交付要綱

(2) 横浜市保育士資格取得支援事業代替保育従事者雇上費補助金交付要綱

(3) 横浜市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

用語	解説	
保育所等	横浜市内で運営する右記の施設 (ただし、国又は地方公共団体が設置したものを除く。)	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を受けた認可保育所
		2 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第6項の規定により、認可又は認定を受けた認定こども園
		3 横浜保育室事業実施要綱（平成9年4月1日福保推第18号）の認定を受けた横浜保育室
		4 法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、法第6条の3第10項の規定する小規模保育事業であって、「横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」（平成26年9月25日横浜市条例第51号）第1章第2条に規定する小規模保育事業
		5 法第34条の15第2項の認可を受けており、法第6条の3第12項の規定する事業所内保育事業
		6 横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱（平成12年3月31日教私第286号）の認定を受けている又は横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱（平成30年6月18日こ子第353号）に定める事業の実施園として決定している幼稚園
		7 法第37条に規定する乳児院
		8 法第41条に規定する児童養護施設
		9 幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園を目指す市内私立幼稚園
		10 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業
特例制度	「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②及び③を利用し、保育士試験の科目を全て免除して保育士資格を取得できる制度	
養成施設等	法第18条の6に基づき、都道府県知事が指定する保育士を養成する学校・施設又は保育士試験受験講座を開講している事業者	
代替保育従事者	本事業の制度を利用して保育士資格の取得を目指す対象者が、通学等で保育施設に勤務できない間に、その対象者に代わり、保育施設等で保育の仕事を行う者	

別表 2

事業名	補助対象経費	補助基準額	補助率	交付申請期限
(1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	養成施設等に対して支払われた入学料、受講料（面接授業料、教科書等教材費）及び消費税	上限 <u>200,000 円</u> とする	1 / 2	保育士証の交付を受けた後、勤務する施設に【保育教諭】として勤務を開始した日の属する年度の末日までただし、養成施設等を卒業した日から起算して2年以内の申請に限る
	代替保育従事者を雇上げるのに要した費用	養成施設等受講者1人につき1日当たり上限 <u>8,740 円</u> とする。また、実際に代替保育従事者に支払っている額と比較し、低い方を基準額とする。ただし、上限14日とする	10/10	
(2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	養成施設等に対して支払われた入学料、受講料（面接授業料、教科書等教材費）及び消費税	上限 <u>200,000 円</u> とする	1 / 2	保育士証の交付を受けた後、保育所等に【保育士】又は【保育教諭】として勤務を開始した日の属する年度の末日まで ただし、養成施設等を卒業した日から起算して2年以内の申請に限る

(3) 保育所等保育士資格取得支援事業	養成施設等に対して支払われた入学料、受講料（面接授業料、教科書等教材費）及び消費税	受講の内容により、以下の上限あり。 ア 保育士養成施設の卒業により保育士資格を取得する場合 <u>600,000 円</u> イ 「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。）の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 <u>200,000 円</u> ウ 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 <u>400,000 円</u>	1 / 2	保育士証の交付を受けた後、勤務する施設に【保育士】として勤務を開始した日の属する年度の末日までただし、養成施設等を卒業した日から起算して2年以内の申請に限る
(4) 保育士試験による保育士資格取得支援事業	養成施設等に対して支払われた入学料、受講料（面接授業料、教科書等教材費）及び消費税 ただし、資格を取得した保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのものとする	上限 <u>300,000 円</u>とする	1 / 2	保育士証の交付を受けた後、保育所等に【保育士】として勤務を開始した日の属する年度の末日まで
	最終合格した保育士試験受験にかかる手数料	上限 <u>12,700 円</u>とする	10/10	

別表 3 様式提出時に添付が必要な関係書類

1 事業計画書(第1号様式) ※第3条第1項第4号に定める事業は不要	
関係書類	(1) 役員等氏名一覧表 (第1号様式別紙1) ※ (2) 雇用証明書 (第1号様式別紙2) ※ (3) 養成施設に通うことを証明する資料(例: 入学許可証、生徒手帳等)
※ 第3条第1項第2号の事業の場合は、(1)及び(2)の書類は不要とする。	
2 横浜市保育士資格取得支援受講料等補助金交付申請書兼実績報告書(第4号様式)	
関係書類	(1) 雇用証明書 (第1号様式別紙2) (2) 収支決算書 (第4号様式別紙1) (3) 受講料等の経費の支払いがわかる資料 (4) 保育士証の写し又はそれに準ずる書類(保育士登録済通知書など) (5) 代替保育従事者を雇用したことがわかる資料 (代替保育従事者を雇用した場合)
3 横浜市保育士資格取得支援事業受講料等補助金交付請求書(第7号様式)	